

うるま市告示第148号

うるま市島しょ地域タクシー配車支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月31日

うるま市長 中村 正人

うるま市島しょ地域タクシー配車支援事業実施要綱の一部を改正する告示

うるま市島しょ地域タクシー配車支援事業実施要綱(令和5年うるま市告示第53号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

宮城島	1, 200円/回
伊計島	2, 100円/回
浜比嘉島	600円/回

」を

「

宮城島	1, 400円/回
伊計島	2, 300円/回
浜比嘉島	700円/回

」に改める。

様式第2号中

「

宮城島	1, 200円/回
伊計島	2, 100円/回
浜比嘉島	600円/回

」を

「

宮城島	1, 400円/回
伊計島	2, 300円/回

浜比嘉島	700円／回
------	--------

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のうるま市島しょ地域タクシー配車支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に配車するものから適用し、同日前に配車するものについては、なお従前の例による。